第2期行財政改革プログラム 個別取組工程表

平成27年度 新規取組

所管		建築者	『市	局	都市再生	部	都心ま	ちづくり	課
項目	5–16		堺市市民交流広場における使用料徴収						
実施内容	市民交流広場は、まちのにぎわいの創出に資する交流の場及び市民が親しみを持てる憩いの場を 提供するものとして設置するものである。 平成27年7月1日市民交流広場条例施行に伴い、それまで実施が困難であった営利を目的とする行 為に対し、使用料徴収することが可能となったことにより、これを歳入として確保する。								
							で図る。		
	当初予定		26年	度	27年度	28	29年度		
工程					←				
						市民交	交流広場の活用促進		
			26年	度	27年度	28	8年度	29年度	
	進捗状況(実績・見込)								
124	年度の		26年	度	27年度	28	3年度	29年度	
効:	年度の 果額見込 とび実績	見込			0.10百万円		3百万円	0.13百万円	9
		実績							
備考		•							